

平成 28 年 1 月から

公社債・公社債投信の税制が 大幅に改正されます！

税制改正のポイント

Point1	公社債 ^{※1} ・公社債投信の譲渡益が課税対象になります！
Point2	公社債・公社債投信と上場株式等の損益通算および譲渡損（償還損を含む）の3年間の繰越控除 ^{※2} が可能になります！
Point3	公社債・公社債投信の特定口座への受入れが可能になります！

改正前

（平成27年12月31日まで）

国内債券・外国債券の譲渡益

非課税

国内債券・外国債券の償還差益

総合課税（雑所得、累進税率）

国内債券・外国債券の利子／分配金

源泉分離課税（20.315%^{※3}）

公社債・公社債投信等の利子や
分配金、売買損益の損益通算

不可

譲渡損（償還損を含む）の
3年間の繰越控除

不可

改正後

（平成28年1月1日から）

申告分離課税

（20.315%^{※3}）

公社債・公社債投信と上場株式等
の損益通算および、譲渡損（償還損
を含む）の3年間の繰越控除

可能

- ※1 公社債とは、特定公社債（国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社に該当する会社が発行した社債および発行時に源泉徴収された割引債を除く）等）を指します。
- ※2 上場株式等を譲渡して生じた損失のうち、その年に控除しきれない金額は、翌年以降3年間にわたり株式等の譲渡益、および上場株式等の配当等から控除することができます。この場合、上場株式等の譲渡損が生じた年分はもちろんのこと、その後に取りがない年があってもその損失を繰り越す期間は引き続き確定申告をしなければなりません。
- ※3 所得税及び復興特別所得税 15.315%と住民税 5%。



大切な資産を育てるお手伝い

極東証券

【商号等】極東証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第65号
【加入協会】日本証券業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会

平成28年1月より特定口座への受入れが可能となる商品

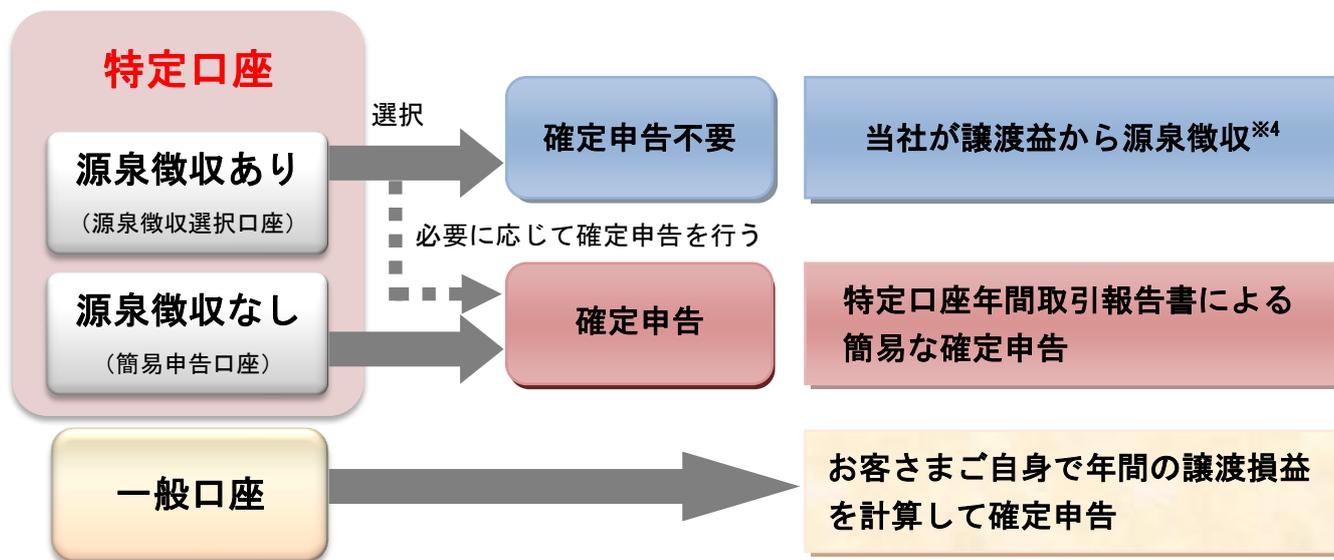
特定公社債	国債・地方債・外国国債・外国地方債・公募公社債・上場公社債 平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債（同族会社に該当する会社が発行した社債および発行時に源泉徴収された割引債を除く）等
公募公社債投資信託等	公募公社債投信の受益権・証券投信以外の公募投信の受益権 等 *「MRF」「MMF」「中期国債ファンド」「外貨 MMF」「公社債投信」等が該当します

特定口座について

特定口座内の取引について、お客さまに代わって極東証券が上場株式等の売買損益や配当金等を計算し、税額を算出して「特定口座年間取引報告書」を作成する仕組みです。

特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、納税手続きも極東証券が行ないますので、確定申告は不要^{※4}です。また特定口座（源泉徴収なし）をご利用の場合は、「特定口座年間取引報告書」を利用して簡易に確定申告を行えます。平成 28 年 1 月からは、公社債・公社債投信の売買損益（償還損益含む）や利子等も特定口座内で管理できるようになります。

※4 譲渡損等の 3 年間の繰越控除を利用する場合や、他の口座での取引と損益通算する場合は、確定申告が必要です。



平成 28 年 1 月 1 日以前に取得されている公社債や公社債投信については、経過措置として、平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までであれば、特定口座に受入れることができる予定です。

現在、極東証券で取扱いの公社債や公社債投信について、特定口座への受入れ準備をすすめております。

なお、受入れ可能商品を特定口座に組み入れるには、あらかじめ特定口座の開設が必要です。現在、特定口座が未開設で、開設をご希望されるお客さまは手続きが必要となりますので、お取引店までお申し出ください。

* 取得方法（他社からの移管や相続、贈与等）や取得時期等によっては、特定口座に受入れることができない場合があります。